

訂校  
因明大意

雲英晃耀著

全

特35

950

014755-000-8

特35-950

因明大意

雲英 晃耀/著

M17

ABC-0048





雲英晃耀著

# 校訂 因明大意

版權所有 著者藏版

## ○宗因喻三支作法圖

同喻合作法先因後宗

諸獨立帝國者皆見其國律處犯其國律外國人

喻躰

猶如魯國

喻依

宗

所立

日本等者

可得以其國律處犯其國律外國人

躰

義

因能立

獨立帝國故

正

喻

諸非可得以其國律處犯其國律外國人者皆見非獨立帝國

喻躰

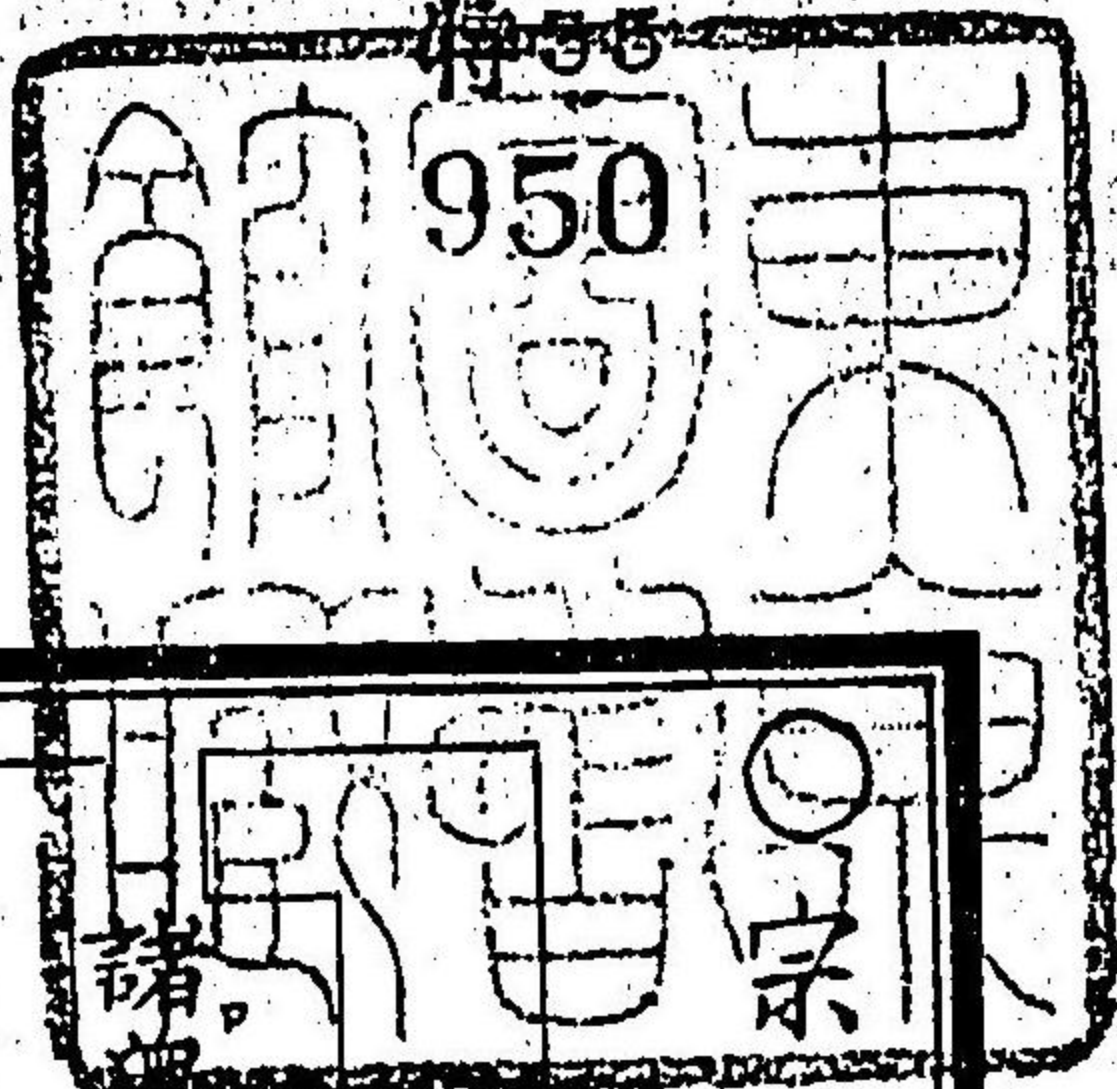
猶如英領印度等

喻依

異喻離作法先宗後因

止濫





宗因喻三作法圖

同喻合作法先因後宗 助

喻軀

諸獨立帝國者皆見其國律處犯其國律外國人

猶如魯國

喻依

宗

所立

日本等者

可得以其國律處犯其國律外國人

軀

義

因能立

獨立帝國故

正

喻

諸非可得以其國律處犯其國律外國人者皆見非獨立帝國

喻軀

猶如英領印度等

喻依

異喻離作法先宗後因

止濫



○西洋ロジック第一例圖

似テ非ナル者ハ
因
宗林
郷愿
ハ
故ニ郷愿ハ

真ヲ賊フ者ナリ
宗義
似テ非ナル者ナリ
因
宗義
真ヲ賊フ者ナリ

○同

第二例圖

温良ナル者ハ
因
宗林
或ル太郎ハ
宗林
故ニ或ル太郎ハ

愛ラシイ
宗義
温良ナリ
因
宗義
愛ラシイ

訂校 因明大意

三河 雲英晃耀著

因明とい何をや云く印度の議論法是れあり其  
 の法とるや論者が論壇に登りて巧よ他の論者  
 の宗義を碎破し自己の宗義を成立し自悟々他  
 の兩益を得る貴重の法よして議論者の所謂金  
 科玉條あり此法を今と距ること一千二百廿二  
 年人王第三十七代  
 孝徳帝白雉四年よ南都元興寺の僧道昭入唐し  
 て唐朝慈恩寺の僧玄奘より之を相承して本朝



傳來せり且つ傳通縁起よ云く延喜十四年  
 醍醐帝東大寺の圓超僧都よ詔して因明章疏の  
 目錄を撰むむ又と瑞源記よ云く延長四年南  
 都七大寺よ詔して碩徳の學師等として纂文を  
 訂正し是非を考覈せしむ又と因明大疏の跋よ  
 云く左府賴長久壽二年の冬より保元元年夏よ  
 至るまで菩提院の藏俊贈僧正を師として因明  
 を學習し志むく質問せり又と大日本史の列傳  
 よ云く左府賴長因明を惠曉よ受けて才名日よ  
 著ると今ま書史の載せる所よ據れば古の帝王

大臣率ね皆な之を講學し之を貴重すること如  
 此當時因明法の盛み行はる亦た以て徴する  
 小足れり已上 摠論  
 ○因明法よ宗因喩の三支立量と云ふことあり  
 先づ宗と何と何あるべしと自己の宗義を掲  
 ぐるよ云ふ宗の主尊するの義よして主として  
 尊び之を成立せんと欲する違他順自の宗義を  
 云ふ此の一宗中よ於て前よ何いと云ふ論を  
 する所の體あり後よ何あるべしと云ふ乃ち其  
 の論むる所の義あり次よ因とい何々の故よと



宗義の決定事故を掲ぐるを云ふ  
 のこと後小喻とて何々の如しと例證を掲ぐる  
 と云ふ證の比喩即ち例證とひ何の何たるべし  
 と自己の宗義を掲ぐと雖も其の決定の事故  
 きとき成り立るること能はざる因りて何々の故  
 ふと云ふ因を次小掲げ彼の論者をして初めて  
 何の何あるべしと云ふ宗義の所以を略不  
 することを得せしむ然る小何の何の故は  
 するべしと宗義の所以を略不  
 せしむと雖も未だ何の何あるべき宗義明瞭  
 あり

らば仍て次小喻の例證を掲げて何々の如しと  
 云ふ自他の熟知する現在の事を掲ぐるとき  
 縦ひ非常の剛復僻論の徒と雖も一言下小  
 服せざるを得ず是れ小由りて之を觀れば不  
 の者をして容易小服せしむることを得るの  
 の例證及ぶ者あり彼の西洋のロジック論  
 遊の何ある者の何あり何の何ある者あり故  
 何の何ありと三段小言を掲ぐ之を因明の宗  
 喻小比較するふたゞ宗因の二のみを論じて  
 の一を論及せば今ま試み之を對論せん彼の第



一段は何ある者にと因あり何ありとの宗の  
 義あり第二段は何ありとの宗の體あり何ありと  
 亦は宗の義あり事を擧げて指さるゝ似て非あ  
 る者、因真を賊ふ者あり、宗之郷愿の似て  
 非ある者あり、因故、小郷愿の真を賊ふ者あ  
 り、宗之又、温良ある者、因愛ら、宗之太郎  
 義と是れ皆口ジツク家ガ論むるところ、因を先  
 ふ、宗を後ふする事往々如此、吾ガ因明法、則  
 ち然らば第一、ふ宗を擧ぐ、是れ自己の愛樂して

成立せんとする宗義を掲げん為なり、第二、因  
 を擧ぐ、是れ自己の宗義を成立する決定道理の  
 事、故を掲げん為なり、第三、ふ例證の喩を擧ぐ、是  
 れ決定道理の事故、因りて自己の宗義を成立  
 すべきことを明瞭あり、今ん為あり、彼の口ジツ  
 クの如き、三段、小言を立つれども、因明、比較  
 する、は、宗、因の二支の、ありて、喩の、一、支、措きて  
 論ぜず、到底、彼れ、自ら、論理、術と、名くと、雖も、因  
 明より、之を、觀れ、ば、獨り、自ら、真理を、究むる、法、ふ  
 して、順、自、違、他、して、他の、論者、ふ、對して、自己、が、宗



義を主張し成立する論議の法は非ざれば究理  
 術といふべし論理術といふべし云ふべし云ふべし云ふべし故  
 彼の論者をして自己の宗義を了解せしむる  
 爲の比喻を用ふるべし及ばず是れ全く自悟の  
 法にして悟他の法は非ず畢竟究理術にして論  
 理術は非ざる今我が法は則ち純眞の論理術  
 にして自悟々他の二益を備具すれば必ず比  
 喩を擧げざるを得や若し比喩を擧げざれば無射  
 の關過となりて宗義を成立すること能はず何  
 とふれば郷愿の宗之眞を賊ふ者あり宗之似て

非あるが故に因の宗と因とのミよて他の論者  
 が若し服せざるときに到底議論は墮負せざる  
 ことを得ず故に此法の之は券の如しと云ふ例  
 證を擧げて示し又と太郎の宗之愛らしい義之  
 温良なるが故に因の宗と因とのミよて他の論  
 者が了解せざるときに之は二郎の如しと云ふ  
 例證を擧げて示す券の似て非あるが故に苗の  
 眞を賊ふ如く郷愿も似て非あるが故に君子の  
 徳を賊ふ又と二郎の温良も愛らしい如く  
 太郎も温良あるゆゑに愛らしいと縷の華を貫



如く成立するときは、縦ひ非常の剛愎論の  
 徒と雖も、容易ふ之に服すべし抑も我が大日本  
 獨立の帝國あり、萬國之を拒む者無るべし然  
 るに聞く所、據れば我が日本人民が彼の英佛  
 各國に在りて、其の國律を犯せば、其の國律に倨  
 りて處置せべき權限を有せりと雖も、彼の英佛  
 各國の人民が我が日本に在りて、其の國律を犯  
 すときは、日本の國律を以て處置する權限を有  
 せば、唯ご護送して其の國の領事へ引き渡すの  
 こと、同ト獨立の帝國よても魯國の領事へ引き渡すの  
 こと、同ト獨立の帝國よても魯國の領事へ引き渡すの

と處置せべき權限を有せりと豈ふ不公平の極  
 小非むや苟も愛國の志操あるもの誰う之を  
 嘆せざらん故に我が日本人の魯國の如く國  
 律を犯す外國人を處置する權限を日本政府に  
 有れば、議論を主張せずばあるべし、然らば今  
 此の議論を主張するに因明の作法を用ふれば  
 其の理明瞭あり、請ふ之を縷解せん、日本人民英  
 佛等の政府に對して、立量して云く、日本等之  
 可得、以其國律處犯其國律、外國人宗之獨立帝國  
 故、因猶如魯國、同猶如英領印度等、之と合作法



すれど諸獨立帝國者皆見可得以<sub>レ</sub>其國律處犯其  
 國律外國人猶如魯國又之<sub>レ</sub>離作法されば諸  
 非可得<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>其國律處犯其國律外國人者皆見非獨  
 立帝國猶如英領印度等然るも因<sub>レ</sub>と同喩と異喩  
 との正助止濫として乃ち其の持論の宗義を成立  
 する所以事故とまる者<sub>レ</sub>の因あり同喩とい<sub>レ</sub>因を  
 助けて宗義を成立せる者あり異喩とい<sub>レ</sub>濫を止  
 むる者あり故も今ま本量の如き獨立帝國故の  
 因ふて彼の英佛政府が日本帝國に在る自國の  
 人民が日本の律を犯し、とき日本國の國律を以

て處置せらるることと共許され<sub>レ</sub>魯國の同喩  
 とを舉ぐるも及ばず若<sub>レ</sub>共許せざる<sub>レ</sub>とき魯國  
 を例證として諸獨立の帝國なる者も皆も其  
 の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置せ  
 ることを得べし猶も魯國の如しと縷の華を貫  
 く如く連合して成立せられ<sub>レ</sub>條理上<sub>レ</sub>て英佛等  
 と雖も拒むことを得べし<sub>レ</sub>是れ全く表面よ  
 り宗義を成立するあり又<sub>レ</sub>同喩の魯國を舉げ  
 ても獨立帝國故の因が若<sub>レ</sub>宗異品の英領印度  
 等も關係する<sub>レ</sub>とき本因も共不定の過ありて



定めて一宗を成立せしむること能はざり故に異喩の  
 離作法は諸國の國律を以て其の國律を犯す  
 外國人を處置することを得べき非ざる者  
 皆に獨立の帝國に非ざると見よ猶ほ英領印度等  
 の如く英領印度に獨立の帝國に非ざる故に其  
 の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置す  
 ることを得べき非ざる日本等の獨立の  
 帝國なるが故に魯國の如く其の國律を以て犯  
 律の外國人を處置せしむることを得べしと濫を止  
 むる爲に反顯して裏底より宗義を成立せしむる

り斯の如く表裏二邊より成立せしむるときは持論  
 の宗義が鐵壁の如く堅固にして容易に破壊せ  
 ざるなり如此に同異二喩を擧げて合離の作法を  
 するに正作法あり若し略せしむる合離の作法小  
 及むば如く魯國如く英領印度等の同喩と異喩  
 とを擧ぐるの如く可あり又此の二喩中よ  
 於て英佛政府が已に同喩を解せば異喩の如く  
 説くべし已に異喩を解せば同喩のみを説くべ  
 し必しも二喩を備具せずとも可あり若し英  
 佛政府が獨立帝國故の因の如くを聞きて不公不



平ふることを領解し能く本量の宗義を共許せ  
 れむ同異二喩を出すふも及ばず然れども若し  
 此の因故のいふて共許せざるときは同異二喩  
 と出し且つ合離の作法をあり條理を以て彼れ  
 と詰服せしむべし之を因明の道理とす○問ふ  
 立論者日本人民あり然るふ日本等と云ふ  
 何ぞや答ふ等とい支那等の獨立帝國ふして其  
 の國律を以て外國人を處置する權限を有せざ  
 る國を等とす因明の法として立量の言上ふ諸  
 の過失を離れんことを要せ若し立量の言上ふ

少の過失を犯せむ宗義成立せず因りて等の  
 字を用ひて支那等の獨立帝國の日本も同き國  
 を宗の體も等せざれむ支那が宗異品の異喩ふ  
 入る然るふ獨立帝國故の因が支那等の異喩ふ  
 關係して日本帝國が其の國律を以て其の國律  
 を犯す外國人を處置することを得べしと成立  
 するること能はず何よとふれは魯國の如きや獨  
 立の帝國あるが故ふ其の國律を以て其の國律  
 を犯す外國人を處置することを得るとやせん  
 又た支那等の如きや獨立の帝國あるが故よ其



の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置せ  
 ることを得るは非ぞとやせんと云ふ共不定の  
 過を犯して定めて一宗義を成立せること能  
 ざるあり故に支那等を宗の體に等ざるを不定  
 の過を避けん爲あり○問ふ本量に英領印度等  
 を異論に出すに何を答ふ印度に地方よりて  
 獨立國と稱する所もあり之を簡ひて英領印  
 度と云ふ英領印度に英の屬國なれを獨立の帝  
 國に非ぞ故に其の國律を以て其の國律を犯す  
 外國人を處置する權限あり故に今一宗義の

異論とす等とを自餘の英佛等の屬國を等取す  
 ○問ふ本量の同論に魯國を出して英國を出さ  
 ざるに何を答ふ現行の地誌に依れば英に獨立  
 の王國と云ふべし獨立の帝國といふべし  
 ら王國と帝國と原より區別ありて同一視せ  
 うらば若し英國を同論に出さし英も獨立  
 の王國にして其の國律を以て其の國律を犯す  
 外國人を處置する權限あれば宗同品の義にあ  
 らども獨立帝國故の因に關係せずして不共不  
 定の過を犯す不共といふ獨立帝國故の因に同論



の英國イギリスも異喩いごよの英領印度イギリス領インドも共とも小關係せがせざ  
 ることあり譬たとへば山野やまの小州せう木きあり的てき屬ぞくする所ところ  
 あり甲こうが伐きり取とれを甲こうの所有しゆゆとある然しかるよ甲こう  
 の私し有ゆう小非せうされば甲こうも伐きり取とること能あたるよ又また  
 た乙おつが伐きり取とれば乙おつの所有しゆゆとある然しかるよ乙おつの  
 私し有ゆう小非せうされば乙おつも伐きり取とること能あたるよ何なにれ  
 とも定さだまらざる如ごとく獨立どくたつ帝國ていこく故ゆゑの因いん同どう異い二に喩よ  
 何なにれも攝さつ屬ぞくせざれば若ごとく之これが同どう喩よの英國イギリス  
 小攝さつ屬ぞくせれば日本にっぽん等ら其そのの國こく律りつを以もつて其そのの國こく  
 律りつを犯とがす外國がいこく人と處あはさるることと得えべしと云いふ

宗義しゆぎを成なぐることと小こある然しかるよ同どう喩よの英國イギリスも  
 攝さつ屬ぞくせざる故ゆゑ小こ此この因いんを以もつてハ英國イギリスの如ごとく外がい  
 國こく人を處あはさるることと得えべしと定さだまらざる若ごとく  
 之これが異い喩よの英領印度イギリス領インドも攝さつ屬ぞくせれば立た論ろん者しや  
 の宗義しゆぎの反對たいひとありて日本にっぽん等ら其そのの國こく律りつを以もつて  
 て其そのの國こく律りつを犯とがす外國がいこく人を處あはさることを得えべ  
 き小非せうぞと云いふ宗義しゆぎを成なぐることと小こある然しかる  
 異い喩よの英領印度イギリス領インドも攝さつ屬ぞくせざる也なり此この因いんを  
 以もつてハ英領印度イギリス領インドの如ごとく外國がいこく人を處あはさるること  
 を得えべき小非せうぞとも定さだまらば何なにれを成なさるとも



一定せること能はざる不定の過あり故に英國  
 の同諭ふ出すべうらば○問ふ然らむ本量よ若  
 佛國と同諭ふ出さむ如何答ふ佛國の時々政  
 體の變ざる國あれども今時の協和政治の國  
 り然れば縦ひ宗同品の義ありとも獨立帝國故  
 の因同品の義あり同諭とあすべうらば○問ふ  
 本量よ日本等と云ふ等の中ふ魯國を該せば如  
 何答ふそれふて彼の敵者たる英佛等が魯國  
 の獨立帝國ふして其の國律を以て其の國律を  
 犯す外國人と處置する權限を共許するが故よ

宗義ふ於て一分相符の過を犯す日本と支那と  
 魯國との三國の中日本支那の一分の其の權限  
 を英佛等が共許せぬ故に一分許一分許して不相  
 離の宗體とあれども魯國の一分を自他共許  
 る故に一分相符とある相符とい自他本より共  
 許のことと更ふ成立する過あり又之を虚功  
 の過とも名づく所謂勞して功あり因りて三種  
 を區別し其の大意を明解せん一の獨立よして  
 帝國ふ非ず英米佛の如きは是あり米國と佛國と  
 を獨立あれども協和政治なり又た英國の獨立



されども王國あり二を獨立ふして而も帝國あり  
 日本支那魯國日耳曼の如き是あり三を獨立  
 ふも非ず帝國よも非ず英領印度等の如き是ふ  
 り世界萬國中帝國ある者も必ず獨立ある故ふ  
 帝國ふして獨立ふ非むと云ふ句も立たず○問  
 ふ本量の同異二喻を交換して英領印度を同喻  
 とし魯國を異喻とせば如何答ふ同喻の英領印  
 度か能立の因と所立の宗とを俱よ成ぜざる故  
 ふ俱不成の過と犯す何んとされを英領印度の  
 英の屬國ふして獨立の帝國ふ非ざれば獨立帝

國故の能立の因を成ぜず又た英領印度の其の  
 國律を以て其の國律を犯す外國人を處置する  
 權限を有せざれば所立の宗義をも成ぜざれば  
 俱不成の過とありて合作法すべからば又た異  
 喩の魯國ふ俱不遣の過あり異喩といふ宗と因と  
 の裏底ふありて宗と因とを遮遣して裏底より  
 成ずる者あり然るふ魯國を却て其の國律を以  
 て犯律の外國人を處置する權限を有すれば所  
 立の宗と遮遣せば又魯國の獨立の帝國なれ  
 ば能立の因とも遮遣せば所立能立俱不遣の過



とありて亦た離作法すべりらば故も同異二喻  
 と交換すべりらば本量の如く二喻と掲ぐべし  
 ○問ふ若し英佛政府より其刑法残酷故の因を  
 以て本量と反對して日本者非可許以其國律處  
 犯其國律外國人の宗義を成立せば因明の違決  
 掛論水となりて竟も本量の宗義を成立すること  
 とを得ざるべし答ふ其刑法残酷故の因は彼の  
 英佛政府の許せども我が日本人民も之を許さ  
 ば一許一不許の因ある故も他隨一不戒の過と  
 犯して因が因よ成らば由りて宗義を成立する

こと能て本量の獨立帝國故の因は然らば彼  
 の英佛政府と雖も既も共許すれば乃ち宗義を  
 成立することを得るあり○問ふ本量よ於て以  
 其國律の四字を刪除せば如何答ふ此の四字を  
 きたまひ若し英佛若し魯日本支那等何の國の  
 法律を以て處置することあるや知ることを得  
 べりらば此の四字あるを以て前の宗の體も舉  
 ぐる日本支那兩國中何れふても其の國の法律  
 を犯せば其の國律を以て外國人を處置すること  
 とが分明なり總べて因明の言の簡別を要とす



妄り小刪除すべからず○問ふ本量中犯其國  
 律の四字を刪除せむ如何答ふ若し犯其國律の  
 四字を刪除せむ法律と犯さざる無罪の外國人  
 までと刑法ふ處置することふありて日本に却  
 て殘酷の國と云ひざるを得ば豈ふそれ然らん  
 や因明の言を體とすれむ一字の加減も忽せよ  
 すべからず○問ふ以上陳述せる所ふ由れむ因  
 明の三支建立ふて喻支を用ふる故は條理と議  
 論の彼の剛復僻論の徒として一言下服せ令  
 むるふ於て其の法の貴重なる洵は議論の金

科三條といふべし豈は西洋のロジックと同日  
 よして論ずべけんや然るふ因明の過と名けて  
 之れを避くべき者幾種ありや多種の過と立つ  
 る故ふ此れは支吾の彼れは支吾の規則束縛  
 せられて自在に立量することを得む又た其の  
 過を犯せるの縦ひ議論ふ勝利を得るとも因明  
 と云ふべからざる答ふ過ふ二類あり一と似  
 能立の過これの自の宗義と善く立むること能  
 そざるの過ふして所謂三十三過是れあり二の  
 似能破の過これ其他の真能立と破するの過ふ



て所謂十四過類是れあり又た因明は正變の  
 二則ありて正則の因明ふての三十三過十四過  
 類を悉く離れて無過圓滿は立破する萬代不易  
 の立量あり是れを碎邪因明と云ふ又た變則の  
 因明ふての縦ひ立量上は少く過失ありともそ  
 れを顧視せば彼の論者は對して臨機應變は三  
 支作法の立量と以て當位即妙論劍鋒の觸る  
 ところ誰れも辟易せざらん是れを引信因明と  
 云ふ苟も三支作法と以て議論は勝利を得れば  
 即ち因明あり豈も因明は非ずと云ふべけんや

此の二則中正則の因明を未だ學び得むとも變  
 則の因明は必也識得すべし若し此の法を識得  
 すれば議論は通達すること更は余が言を俟た  
 ず今日普通の公用文を記するが如きも因明を  
 以て宗義を成立すれむ自ら立義上は確乎たる  
 公理を得べし是れ偏へば因明法の實益と言へ  
 ざるを得ず故ふ其の大意を略解し普く世上の  
 人々告ぐる耳其の廣く活用するふ至りては僅  
 小冊子の盡すべき非ず予別は著す所の因  
 明活眼ふ就て見るべし



明治十七年三月訂於東京寓居

訂正明大意

明治十四年十月十九日版權免許

全 年十二月 出版

全 十七年五月八日再版御届

全 年全月 出版

定價金拾五錢

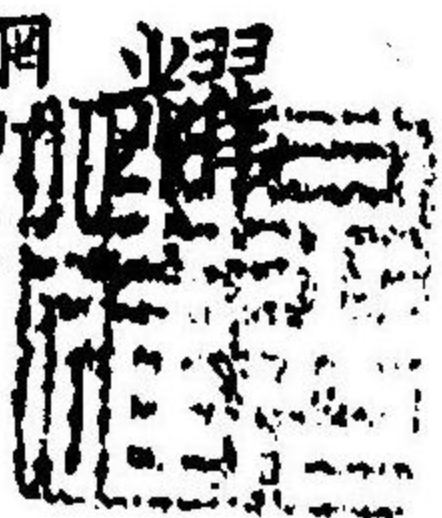


著者兼  
出版人

愛知縣平民

雲英晃

東京府日本橋區小網田  
四丁目三番地寄留





訂因明大意

發兌書肆

新	金	長	同	名	橫	大	西	同	東
瀧	澤	崎		古屋	濱	坂	京		京
小	益	鶴	片	丸	丸	叢	西	北	九
林	智	野	野	善	善	書	村	畠	屋
次	館	常	東	支	支	閣	九	茂	善
郎		造	四	店	店		郎	兵	七
			郎				右	衛	
							衛		
							門		





